

平成29年9月26日（火）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

○議長（岡 弘悟君）この際、報告いたします。

議会運営委員会委員長 田中君から平成29年9月4日付をもって議案1件が、総務委員会委員長 井上君から平成29年9月15日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

次に、去る9月14日の本会議において設置されました平成28年度決算審査特別委員会委員長に19番 小西君、副委員長に16番 岡本君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において9番 楠本君、11番 田中君の2名を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成28年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第15 認定第14号 平成28年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの14件

○議長（岡 弘悟君）日程第2 認定第1号 平成28年度橋本市一般会計決算の認定につい

て から、日程第15 認定第14号 平成28年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの14件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平成28年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第16 議案第6号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第16 議案第6号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る9月14日の本会議において、本委員会に付託された議案第6号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について を審査するため、9月15

日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

記。

議案第6号は、市議会の議員及び長の選挙において、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものである。

委員からは、選挙公報の発行に係る経費と配布方法について ただしがあり、経費として選挙公報掲載分作成に係る原稿用紙代、印紙代、配布手数料であり、配布方法については、新聞折り込みを考えている。新聞折り込み以外の補完措置としては、選挙公報を市役所、期日前投票所、各地区公民館に置くことや希望者には個別に郵送することを考えている。また、市ホームページにも掲載する との答弁がありました。

福祉施設や病院への配布について ただしがあり、必要部数を届ける との答弁がありました。

選挙公報掲載文の文字数に制限はあるかとのただしがあり、所定の様式の枠内におさまる範囲であれば制限はない との答弁がありました。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 市道路線の認定について

○議長（岡 弘悟君）日程第17 議案第13号 市道路線の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）去る9月14日の本会議において、本委員会に付託された、議案第13号 市道路線の認定について を審査するため、9月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第13号は、民間事業者が宅地造成工事に伴い整備した道路を、名倉59号線として市道認定するものであり、委員会は先に現地へ赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上、報告といたします。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 市道路線の認定について 採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。